

古墳壁画の保存活用に関する検討会
装飾古墳ワーキンググループ（第11回）議事要旨

1. 日 時 平成26年2月17日（月曜日）14:00～15:30
2. 場 所 中央合同庁舎第7号館東館3階3F1特別会議室
3. 出席者 (委員)
和田座長, 三浦副座長, 成瀬委員
(専門委員)
岡田委員, 高妻委員, 坂口委員, 矢島委員, 柳沢委員
(事務局)
文化庁: 江崎古墳壁画室長, 高橋サブリーダー, 建石古墳壁面对策調査官, 内田文化財調査官, 林文化財調査官, 宇田川文化財調査官, 横須賀文化財調査官 ほか
独立行政法人国立文化財機構:
東京文化財研究所 石崎副所長, 島崎研究支援推進部長, 犬塚主任研究員 ほか
奈良文化財研究所 田中研究支援推進部連携推進課長, 中島主任研究員 ほか

4. 概 要

- (1) 開会
- (2) 議事

①国による模写事業について

建石調査官から資料2に基づき説明があり, 次のとおり意見交換が行われた。

柳沢委員: 国の模写事業については, 図録やデジタルデータなどはどのように扱われているのか。

建石調査官: 一番まとまっているのは東京芸術大学教授だった日下八光氏の著書であるが, 一番知られているのは, 国立歴史民俗博物館開館10周年記念の展覧会「装飾古墳の世界」の図録である。その図録の中にかかなりの数のものが掲載されており, 日下氏の現状模写と復元模写も収録されている。展覧会ではその両方の模写のほか, FRPで制作されたレプリカも展示されていた。

柳沢委員: 文化財情報データベースがあるが, 文字情報だけで装飾については余り記載されていなかったように記憶している。今後の課題として, 実物の写真が掲載できなければ, 模写のデータを載せるのも一案ではないか。

和田座長: 斎藤忠氏と日下氏が各々「装飾古墳」というタイトルで出版されたものがある。日下氏の模写は, その作品自体が文化財になりつつあり, 自由に見ることが困難になりつつあるのではないかと思われるが, 本来どの程度壁画自体が見えたのか, どのすき間にどのようなことが描いてあるのかというところを現地には行って見られない場合, 模写が一番よい資料ではないかと思われる。

②古墳壁画の保存活用に関する検討会装飾古墳ワーキンググループ報告書(素案)及び「まとめ」(素案)

建石調査官及び内田調査官から資料3について, 建石調査官から資料4に基づき説明があり, 次のとおり意見交換が行われた。

- 高妻委員：資料3の追加3において、保存管理施設の改善という問題と、墳丘部の整備による保存環境の改善というところで、気密性や断熱性というところに一つの回答を求めている、与えているように思われる。本当に気密性が高ければよいのか、その場合ほかの問題は出てこないのかということになるのではないか。例えば、気密性を高めることにより内部は100%の湿度となるが、非常に結露しやすく、カビが生えやすくなるということがある。あたかも気密性が高くなければならないという解を与えているような書き方ではなく、表現を工夫した方がよいのではないかを思う。同様のことが雨水排水についても言え、粘土を貼ればよいというのも、果たしてそれで解決するのか。今まで経験的にうまくいったところもあれば、非常に大きな問題を引き起こしているところもあるので、内容を精査した方がよいのではないか。
- 三浦副座長：例えば防災・防犯のところ、「保存管理施設そのものに地震などからの防災機能を求めることは困難であるが」と記述されているが、保存管理施設が公開の役割を負うならば、防災面も必要であると思う。全体の報告書のトーンと、この箇所が合うようにしていく必要があるのではないか。
- 坂口委員：資料4において、装飾古墳がデリケートであって、非常に厳しいとの説明があったが、磨崖仏と類似した性質となると、熊本県に多い横穴墓のような、崖の表面に装飾があるものが挙げられる。しかしながら、現在の装飾古墳の保存施設は、元々墳丘の中の石室、いわゆる当時密閉された空間の中にあるものが経年劣化により露出したり、保存施設を作ったものの、劣化によって外気にさらされているものがある。報告書に記述する際には、2つのケースを分けて書かなければ、磨崖仏と同じであるかのように見えてしまうおそれがある。
- 建石調査官：磨崖仏と類似した性質と記述しているのは、史跡であるとともに、美術工芸品としての価値も多分に含んでいるが、動産ではないという考えに基づいている。ただし、磨崖仏と記述する必要があるかについて、誤解を招かないよう整理したい。
- 柳沢委員：保存管理計画はそれぞれの管理団体が立てるべきとの話になると思うが、単に作っただけではなく、どのように管理されていくのかチェックする方法として、何らかの情報公開が必要なのではないか。一般県民・市民がどこまで関心を持つかという部分もあるのかもしれないが、日常的にしっかり管理されていることをどこかで確認する手段が必要なのではないかと考えており、報告書の中でその点を提示することはないのか。
- 建石調査官：柳沢委員に集中的に報告いただいた情報公開の中で、管理面についての情報公開の重要性についても触れられているので、本論の中で整理したい。
- 高妻委員：資料4において、「その存在自体が、保存と活用という相反する課題を両立しにくい所以ともなっている」との表現があるが、課題が相反するというのは元々両立しないということと同義である。ただ、後半では活用というのは保存と相反するものではないという提案があったとか、保存を前提とした活用を考えていかないといけないとなっている。物は絶対傷む方向に進むもので、それを活用するとなると痛めつけるイメージがあるため両立しないという表現がされることは多いが、文化財保護という立場に立ったら、あくまでも活用は保存を念頭に置いて大前提にしているのではないか。そのことを記述しておいた方がよいのではないか。また、装飾古墳の現状をいかに把握するか、現状の問題に対してどのような解を見つけるかということが重要であると思われるが、それに対する補助金の措置について明示しておく必要があるのではないか。
- 建石調査官：保存と活用に関する記述については改めて検討したい。補助金に関することについては、特別交付税の話があり、余り一般には知られていないことで

もあるため、報告書の資料として提示している。

三浦副座長：大規模な公開を前提としない既設の保存施設がたくさんあって、短期的にはこれを活用する場合と、保存施設を新設あるいは大幅改修する場合と2つを挙げているが、報告書のねらいとしては前者であると考えている。短期的に保存環境をできるだけいい方向に持っていきながら活用するかというところは本文の32ページ以降にあり、36ページでは設備的対応、一部改修ということがある。37ページには運用的対応とあるが、「まとめ」にはこのあたりのこともしっかり書いておく必要があるのではないか。

岡田委員：「まとめ」にケース・バイ・ケースと記述されているが、最後にそうやってしまえばそれですむのかというところではない。「装飾古墳の概要」のところで、装飾古墳とは何なのだということが示されて、今日装飾古墳を保全しようとするこの意味は何なのだというところを、今回うたわなければならぬのではないか。

成瀬委員：保存管理に関わる人の体制整備は、施設の整備などに関連してやはり大事なことではないか。文化庁や地元自治体、その遺跡に近接している方がどれだけ理解して、遺跡を大事に思っていて、何かあったらすぐ駆けつけてくれるという体制づくりが必要であると思う。文化財というのは施設やお金も大事ではあるが、最終的には人が守る文化財ということが、正倉院などの宝物を管理していて非常に実感するところであり、もう少しウエイトが大きくてもよいのではないか。

和田座長：情報公開のところでは、積極的な保存・活用面の活動をしているところほど残りやすいという説明があったが、やはり積極的に人がそれを保存して活用しようという情熱に燃えて活動しているところほどよく残っているというのは見学していて一番感じる場所である。

石崎副所長：本文の43ページに生物関係の記述があるが、ラスコー洞窟でのカビの大発生は、その前に老朽化した入口に空調機を改修したのが大きかった。ラスコー洞窟の後にアルタミラ洞窟でも同じようにカビの発生があったが、ラスコー洞窟で殺菌処理などを行ったことで大発生したため、アルタミラ洞窟ではカビが発生していても少し静観していたところ、特に大きくは広がっていかなかった。やはり環境を大きく変えるということがカビの大発生につながっており、施設を改修する時などの注意事項としては強調しておいた方がよいのではないか。また、最終的にどのような施設がよいのかということについても、このようにしたら全て大丈夫だということはないので、読む人が理解できるような書き方が必要であると思う。

柳沢委員：全てをさらけ出すことは難しいかもしれないが、「まとめ」にこういうところではこういうことをやってみようというところ、ややまだ足りないなど、そのような事例を示すことができるのであれば、読む人にとっては更に有益になるのではないか。

建石調査官：虎塚古墳や、福岡や熊本で行っている同時公開などが一つ大きなヒントになるのではないかと考えており、その他の例も含めて相談しながら進めていきたい。

矢島委員：保存管理施設の設置については制度的にも担保されているが、九州を含め、躯体が作られてから50年を超えるものが増え始めており、改修できるような仕組みを示すことができればありがたい。現在の補助金等は、新しく作る時は措置されても、既存の物を改修するときにはなかなか措置されない。このあたりを解決できる方向を示すということまでは言えないけれども、提言をするぐらいのところまで踏み込むことはできないか。

内田調査官：補助金で設置したものについては補助金適正化法というものがあり、例えば鉄筋コンクリートであれば何年間はそれを維持させなければならないとい

うものがある。その期間中は実際対応しづらいという法的な問題がある。

高妻委員：作ってすぐのものではなく、50年など非常に時間が経過したものについてはどうなのか。法的なしぼりがあることは承知しているが、駄目になっていく現実について、文化庁はどう考えるのかという話になる。

和田座長：鉄筋コンクリートの建物であっても、30年、40年、50年たてば建て替えなければならない寿命であり、特に指定されているような装飾古墳の場合、多少特別措置を考えるという形を取らなければ、普通の建物と同じというわけにはいかないだろう。この場ではすぐに答えられることではないと思うが、検討してもらいたい。

③その他

事務局から、次回のワーキンググループは平成26年3月10日（月曜日）14時から、合同庁舎第7号館東館3F2特別会議室において開催されることが報告された。

(3) 閉会

以上